



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
www.aplawjapan.com

2025 年 1 月 23 日

No.FIN_019

金融審議会 資金決済制度等に関するワーキング・グループ 報告書の解説

執筆者：弁護士 [鈴木 由里](#)／弁護士 [落合 孝文](#)／弁護士 [谷崎 研一](#)／弁護士 [平山 達大](#)

I. はじめに

2025年1月22日、金融庁は、金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告（以下「WG報告」といいます。）を公表しました。

WG報告では、

- ①資金移動業者の破綻時における利用者資金の返還方法の多様化
- ②第一種資金移動業の滞留規制の緩和
- ③クロスボーダー収納代行への規制のあり方
- ④前払式支払手段の寄附への利用
- ⑤暗号資産交換業者等の破綻時等における資産の国外流出防止
- ⑥暗号資産等に係る事業実態を踏まえた規制のあり方
- ⑦特定信託受益権（3号電子決済手段）の発行見合い金の管理・運用方法の柔軟化
- ⑧特定信託受益権（3号電子決済手段）におけるトラベルルール適用
- ⑨預金取扱金融機関による1号電子決済手段の発行
- ⑩立替サービスの貸付け該当性
- ⑪外国の金融機関等がシンジケートローンに参加する場合の貸金業法の規制についての検討結果がとりまとめられています。

本ニューズレターでは、これらの各項目について概説します。

II. 送金・決済サービス

1. 資金移動業者の破綻時における利用者資金の返還方法の多様化

資金決済法は、資金移動業者に対し、利用者から受け入れた資金が当該資金移動業者の破綻時においても保護されるよう、その全額を保全することを求めている。その保全の方法としては、供託、銀行等による保証、信託によることが認められているものの、いずれの方法においても、利用者への還付手続には170日以上必要とし、資金移動業者の破綻時に、利用者に対して迅速かつ確実に、資金を返済することができない点が課題として指摘されている。また、資金移動業者の口座への貸金支払いが制度として導入されている中、資金移動業者の破綻時等に速やかに弁済することが求められており、資金決済法上の義務と重なって、結果として、利用

©Atsumi & Sakai 2025

者資金相当額を二重に保全する必要が生じており、資金移動業者にとって過度の負担になっていると指摘されている。

こうした点を解消するため、資金返還の確実性・安全性を担保しつつ、迅速な資金返還を実現する選択肢を設けるため、資金移動業者破綻時に利用者に対して資金を直接返還することを可能とするように、資金決済法を改正することが提案されている。

具体的には、直接返還の方法として、保証機関による直接返還と信託の受託者による直接返還が提案されており、利用者の利益が損なわれないよう、(i)保証機関による直接返還については、保証機関が破綻することがないよう、健全性に係る基準を満たす銀行等を保証機関とすること、(ii)信託の受託者による直接返還については、信託財産の適切な管理のため受託者を信託会社等とし、受益者代理人を弁護士や公認会計士等にすること、新たな返還方法の選択肢を導入した資金移動業者に対しても、利用者保護のために必要な場合には内閣総理大臣が供託命令を発出できるようにすることが提案されている。

ここで、提案されている内容は、「現行の方法に加える新たな選択肢」とされ、「いずれの方法を採用するかは事業者の選択に委ねることが適当」とされている。その観点では事業者の選択の幅を拡張するものとして理解することができる。もっとも、資金移動業者に係る滞留規制と、給与の支払方法として利用される場合に、労働基準法施行規則で定められる資金移動業者として遵守する義務（労働基準法施行規則第7条の2第1項第1号ロ）の関係では、従前の手法である供託、銀行等による保証、信託では還付まで170日以上を要することは変わらないことから、新しく提案されている方法による必要が生じているため、実務的に機能するか注視する必要がある¹。

2. 第一種資金移動業の滞留規制の緩和

1回あたり100万円を超える送金を取扱いことができる第一種資金移動業者については、前述の利用者資金保全義務のみならず、利用者資金の滞留に関する規制が設けられている。この滞留規制に関しては、以下の内容で、資金決済法を改正することが提案されている。

■ 一定程度の滞留期間の延長

以下の（ア）及び（イ）の体制を構築している資金移動業者のみに最長2か月の滞留を認めること。

（ア） 早期に返還する体制

利用者の債権額の管理と、利用者の連絡先や口座情報の把握等を求めること

（イ） 高い確実性をもって返還する体制

例えば、当局に報告等を行った上で、以下のいずれかの措置を取ることを求めること

- ・（信託の場合）タイムラグを2日から1日以下にする措置
- ・利用者から受け入れることが想定される資金以上の額（以下「想定上限額」）を保証や信託により保全させる措置（想定上限額は、第一種資金移動業申請時の事業計画や利用開始後の実績等を踏まえ、当局に報告等の上、決定することとする。）

¹ この点に関しては、規制改革推進会議「規制改革推進に関する中間答申」（令和6年12月25日）42頁において、「厚生労働省は、令和5年6月の規制改革実施計画で「制度施行から2年経過後を目途に、制度利用状況を基に、必要十分な要件の在り方を含めた課題の有無の検証を開始する」とされていることを踏まえ、金融庁と連携し、労働者の賃金の安全性・確実性を担保しつつ賃金のデジタル払いの社会実装を実効的に促進する観点から」、見直しの要否も含め、検討し、結論を得次第、必要な措置を行うとされている。この検討に関しては、「金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」にて議論されている、資金移動業者の破綻時における利用者資金の返還方法の多様化が実現した場合、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）上の資産保全方法において保証会社等による労働者に対する直接返還が可能となり、資金移動業者の破綻時に労働者への迅速な資金返還が担保されることを踏まえ、資産保全要件の廃止又は大幅な緩和を行うこと。」、「破綻時に6営業日以内に労働者に弁済するとの要件」について行うことが含まれている。

・受け入れた資金の額が、その時点での保全額を超える場合、資産保全されるまでの間（資産保全がされるまでの間に送金が完了する場合にはその点までの間）、その超える部分を、預貯金等により分別管理する措置（この場合、当局への報告等、適切な管理の実施を当局において確認できる仕組みを設ける。）

■ 受任可能な送金依頼の具体性の程度の緩和

サービスの内容等によって、「資金を移動する日」が依頼時点では具体的に指定できない場合には、代わりに「資金を移動する期限」の指定を認めることが提案されている。なお、移動する資金の額や資金の移動先については、これまで同様、具体的な指図がなされる必要があるとされており、この点に係る改正はなされないものと考えられる。

■ 第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営する資金移動業者による資金の振替の許容

第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営する資金移動業者が、第二種資金移動業に係るものとして受け入れた資金について、第一種資金移動業に係る資金への振替を認めることが提案されている。ただし、滞留規制の潜脱を防止する観点から、第一種資金移動業に係る為替取引に用いる目的で第二種資金移動業において資金が受け入れられることがないよう、実効性のある取組を求めていく必要があると指摘してされている点留意する必要がある。

以上の滞留規制の緩和により、これまでは困難であった、企業間送金を定期的実施する等の、利用者にとって利便性の高い新たなサービス提供の可能性が広がることも期待される。

3. クロスボーダー収納代行への規制のあり方

(1) 金銭債権の発生原因の成立に関与する者が行うクロスボーダー収納代行

金銭債権の発生原因の成立に関与するプラットフォームや委託販売者等が行う収納代行に関しては、国内においてこれまで社会的・経済的に重大な問題とされるような被害は発生していないことも踏まえ、金銭債権の債権者から収納代行の行為者に対して代理受領権が適切に付与されていること、事業者においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下「AML/CFT」）が適切になされていることを前提に、直ちに規制の対象とせず、引き続き検討課題とするものとされている。

ただし、金銭債権の発生原因の成立に関与する者が行う行為であったとしても、オンラインカジノや出資金詐欺等の違法行為に主体的に関与していることが疑われる場合には、上記のAML/CFTに関する前提が満たされているとはいえず、為替取引規制を及ぼす必要があることは言うまでもないと指摘されている。

(2) エスクローサービス

エスクローサービスへの為替取引規制適用の必要性については共通した認識を得られておらず、国内において社会的・経済的に重大な問題とされるような被害は発生していないことも踏まえれば、代理受領権が適切に付与されていることを前提に、直ちに規制の対象とせず、引き続き検討課題とするとしている。

(3) 金銭債権の発生原因の成立に関与しない者が行うクロスボーダー収納代行

金銭債権の発生原因の成立に関与しない者が行うクロスボーダー収納代行については、銀行や資金移動業者が行うクロスボーダー送金と同様の機能を果たしていると考えられ、基本的には、為替取引規制を適用すべきであると指摘されている。

ただし、

(ア) 資本関係がある場合等、受取人との経済的一体性が認められる者が行うクロスボーダー収納代行等については、オペレーションリスクや AML/CFT 上のリスク等が必ずしも高くないこと、

(イ) 他法令が規律する分野における主体や行為でクロスボーダー収納代行を実施することが想定されているもの（クレジットカードのイシュア・アクワイアラ間の清算業務等）については、他法令で一定のリスク軽減措置が図られていると考えられることから、直ちに為替取引規制を適用する必要性は高くないと指摘されている。

これらの点を踏まえ、現時点で為替取引規制が適用されるべきクロスボーダー収納代行の類型としては、例えば

- ①海外オンラインカジノの賭金の収納代行
- ②海外投資事案の収納代行
- ③海外 EC 取引業者からの委託を受け、決済だけに関わる収納代行
- ④インバウンド旅行者の国内での決済のための収納代行

等が考えられると指摘されており、これらの取引については為替取引規制に服する方向での改正がなされう点、留意する必要がある。

この点については、国内の収納代行に関して議論された金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告（2019 年 12 月 20 日）においては、「収納代行のうち、①債権者が事業者や国・地方公共団体であり、かつ、②債務者が収納代行業者に支払いをした時点で債務の弁済が終了し、債務者に二重支払の危険がないことが契約上明らかである場合には、・・・、為替取引に関する規制を適用する必要性は、必ずしも高くない。」と整理されたこととの関係について留意する必要がある。本報告書における整理では、国内の収納代行の場合と異なり、債権者が国・地方公共団体又は事業者であって、債務者に二重支払の危険がないことが契約上明らかであるようなケースに関する指摘がなされているものの²、「クロスボーダーの資金移動が収納代行の形で行われることで、違法行為につながる取引がなされるおそれや、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与のおそれ、国内の支払人・受取人が保護されないおそれがある」とする報告書記載のリスクは債権者が個人か事業者や国・地方公共団体かにより、大きく変わらないとの評価もあり得る点留意が必要である。また、クロスボーダー収納代行について、このように二重払いの危険に対する手当てがなされている場合でも資金移動業規制の対象となる場合には、かかる規制が日本のマーケットに悪影響を及ぼさないかという観点からも必要であるように思われ、今後の動向を注視する必要がある。

上記④について、インバウンド旅行者が日本国内で決済をする際の受入れサービスは、インバウンド旅行者の利便性や国内消費に大きく寄与していることや、また実務上大きな問題が発生していないことを考慮すると規制の必要性は低いように思われる。他方、かかるサービスに対して規制を及ぼした場合には、日本の規制コストから、海外事業者が日本国内における決済サービスの提供を取りやめる、決済手数料を引き上げる等し、インバウンド旅行者の国内消費減少のみならず、加盟店等の事業者の負担も増え、キャッシュレス社会の実現や産業振興で重要な不利益が生じうるとも思われるため、特に今後の動向を注視する必要がある³。

² 報告書脚注 27

³ この点については、一般社団法人新経済連盟「金融審議会 資金決済制度等に関するワーキング・グループ「クロスボーダー収納代行規制」の議論および報告書案についての意見」（2024 年 12 月 24 日）においても、「EC 決済やコード決済を規制対象の為替取引と判断して安易に資金移動業登録の対象とし、EC 取引や店頭取引における決済の実態に全くそぐわない既存の資金移動業の規制を掛けて健全なビジネスを潰そうとすることは、経済活動の実態を無視して日本経済に多大な影響を与える一方で何らの課題解決にもならない。」との指摘がされている。

なお、上記①及び②については、海外オンラインカジノや無登録金融商品取引業者のために収納代行を営む者が資金移動業登録を申請したとしても認められず、無登録で為替取引を営む者として取締りの対象となることとなると提案されている。

他方で、上記③に関して、クレジットカード取引に関する海外から国内への資金移動に関して、国内アクワイアラは、割賦販売法上のクレジットカード番号等取扱契約締結事業者として、割賦販売法第 35 条の 17 の 5、第 35 条の 17 の 9 等の規制に服することから、規制の対象外となるものと考えられる。

4. 前払式支払手段の寄附への利用

前払式支払手段を通じた寄附を可能にすることは、現金以外での寄附のニーズに応えるものであり、我が国における寄附文化の醸成にも寄与し、公益増進の観点から政策的意義が認められるとして、寄附金受領者やその金額に一定の制限を課した上で認める改正を提案している。

具体的には、①寄附金受領者の範囲については、為替取引規制の潜脱防止の観点に鑑み、国・地方公共団体や認可法人等に限定すること、②前払式支払手段で受領可能な 1 回当たりの寄附金上限額については、1 回あたり 1～2 万円とすることが提案されている。なお、ギフトカードを用いた詐欺の事案等が多発している状況を踏まえ、番号通知型前払式支払手段を用いた寄附を認めることは適切ではないと考えられると指摘されている。

この点に関しては、内閣府国家戦略特区ワーキング・グループにおいても、前払式支払手段と寄附の関係において、「地域振興や社会福祉を目的に活動する団体に対する、地域通貨による寄附を認めてほしい」という旨の規制緩和要望⁴が提出されており、今後の動向を注視する必要がある。

III. 暗号資産・電子決済手段（ステーブルコイン）

1. 暗号資産交換業者等の破綻時等における資産の国外流出防止

暗号資産交換業者や電子決済手段等取引業者（以下「暗号資産交換業者等」）の破綻時等において、利用者に対する確実な資産の返還を担保することから、金融商品取引業者に対する資産の国内保有命令の規定を参考に、資金決済法においても暗号資産交換業者等の資産が国外流出することを防止するための規定を導入することが提案されている。

2. 暗号資産等に係る事業実態を踏まえた規制のあり方

金融商品取引法において売買の媒介等のみを業として行う金融商品仲介業が設けられていること等を参考に、資金決済法においても、利用者の財産の預託を受けることなく、暗号資産又は電子決済手段（いわゆるステーブルコイン）（以下「暗号資産等」という。）の売買等の媒介のみを業として行うことを内容とする、新たな仲介業を創設することが提案されている。具体的な制度の枠組みについては、以下(1)～(3)の内容が提案されている。

(1) 所属制の採用

(2) 財産的基礎（参入規制）

新たな仲介業については、利用者財産の預託を受けないため、利用者財産の管理等の不備によって利用者に損害を与え、賠償責任を負うリスクは限定されていることに加え、(1)の所属制の下では、所属先の暗号資産交換業者等が基本的に利用者に対して賠償責任

⁴ 木更津市 世田谷区 深谷市 真庭市「地域通貨による寄附」（令和 7 年 1 月 17 日）
https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc_wg/r6/pdf/250117_shiryu_1_1.pdf

を負う。したがって、新たな仲介業に財産的基礎に係る参入規制を課す必要はないと提案されている。

(3) AML/CFT

新たな仲介業者が暗号資産等の売買等の媒介を行う場合、暗号資産交換業者等が当該売買等に伴う AML/CFT の義務を履行しているため、仲介業者に二重に犯収法に基づく AML/CFT の履行義務を課す必要はないものと提案されている。

以上の内容を踏まえた改正が行われた場合には、ゲームアプリやアンホステッド・ウォレット等をウェブ上で提供する事業者が、利用者に対して暗号資産交換業者等を紹介するようなサービスがより提供しやすくなることが想定される。

3. 特定信託受益権（3号電子決済手段）の発行見合い金の管理・運用方法の柔軟化

特定信託受益権の発行見合い金の管理・運用方法の柔軟化の観点から、同管理・運用方法に関して、以下(1)～(4)のような方向性での提案がなされている。

(1) 運用対象資産

国債による運用を認めること。また、定期預金についても、健全性に係る基準を満たす銀行等を預入先とし、かつ、満期前の中途解約が常時認められるものに限定すること。

(2) 満期及び残存期間

円建ての特定信託受益権については、最も価格変動リスク・流動性リスクが低いと考えられる最短期間の満期3か月の短期日本国債を運用対象として認めること。

また、外貨建ての特定信託受益権については、当面は満期及び残存期間が3か月以内の米国債に限って認めること。

(3) 信託財産減少リスクへの対応

市況により国債価格が下落し、信託財産が減少した場合には、減少分に相当する追加信託財産の拠出義務を信託委託者に課すこと。

(4) 国債及び定期預金の組入比率の上限

利用者保護の観点、投資信託及び投資法人に関する法律に基づく規制や EU のステーブルコイン規制等を踏まえ、国債の組入比率の上限を、50%とすること。

4. 特定信託受益権（3号電子決済手段）におけるトラベルルールの適用

受益証券発行信託によらず受益権原簿により電子決済手段の保有者の情報を把握できない特定信託受益権の移転については、マネー・ローンダリングやテロ資金供与に悪用されるリスクが高いと考えられるため、こうしたリスクに対する軽減措置を講じる必要がある点が指摘されている。これを受けて、受益証券発行信託によらない特定信託受益権を移転する際には、トラベルルールの適用等を通じて電子決済手段等取引業者等に送付人及び受取人の情報を把握させることとし、当局が適切に監督を行っていくべきことが提案されている。

IV. その他

I. 記載の項目⑨～⑪は、引き続き検討することとされている等、直ちには法令改正等が見込まれない項目であるが、これらの項目についても、報告書の内容を概説する。

1. 預金取扱金融機関による 1 号電子決済手段の発行

「預金は 1 号電子決済手段に該当しないとの整理を前提にすると、預金取扱金融機関（預取）に 1 号電子決済手段の発行を認め、預取がその発行見合い金を受け入れることは、預取に要求払い性の負債でありながら預金ではないものの受入れを認めることとなる。したがって、預取の適切な業務運営を確保するため、利用者保護に加え、預取の健全性や金融システムに与える影響等、多角的な観点からの慎重な検討が求められる。さらに、現在、国際的にも預取によるステーブルコインの発行実績はほとんどない。我が国でもニーズが乏しく具体的な発行計画の策定に向けた取組が見られないことを踏まえると、預取による 1 号電子決済手段の発行については、当面は内外の情勢を見極めつつ、中長期的観点から検討することが適切と考えられる。」とされている。

現時点で、明確な結論を出さず、引き続き検討とされているものの、他国においては、そもそも議論自体が活発になされていないことを踏まえると、預金取扱金融機関による 1 号電子決済手段の発行に関する議論がなされたというは今後の検討の足掛かりとなるものといえる。

2. 「立替サービス」の貸付け該当性

事業者が利用者からの依頼を受けて資金を立て替えた上で、後から利用者に対して立替金の支払を請求するサービス（以下「立替サービス」という。）⁵に関して、事業者が利用者に対して信用供与する側面があるため、貸金業法上の「貸付け」に該当するかが議論された。

立替等の要素を含むサービスとしては、給与前払い（従業員の申請に基づいて、同月の勤怠実績に応じた金額の範囲内で給与を立替払いし、後日、利用者から立替額を回収するサービス）、支払い代行（利用者の通信費や公共料金等の経費を立替払いし、後日利用者に対して一括請求を行うサービス）、請求代行（利用者が有する売掛債権について、請求書発行から回収等（利用者の求めに応じて立替を行う場合あり）までの事務を一括して請け負うサービス）、ファクタリング（利用者が有する期日前の売掛債権等について、事業者が買い取ることによって、現金化するサービス）、個人が利用者となる BNPL（利用者が物品やサービスの購入を先に行い、後日送付される請求書に基づいて、支払いを行うことを可能とするサービス）、法人が利用者となる BPSP（利用者が保有するクレジットカードを活用して、クレジットカード非加盟店に対する事業性の支払いを可能とするサービス）が挙げられている。⁶立替サービスは様々な法的構成やスキームが存在するため、該当性を一律の基準で判断することは困難であることを踏まえ、立替サービスの貸付け該当性については、「資金需要者等の利益の保護という貸金業法の趣旨を前提とした上で、各サービスの実態に照らし、①どの程度資金需要者の支払能力を補完しているか、②どの程度資金需要者の信用力を考慮しているか等に着目して、貸付けと同等の経済的効果を有するかを個別に判断することとし、その際には、例えば、手数料の設定方法、立替期間、及び資金需要者の属性・利用態様等を総合的に勘案すること」と一定の見解が示された。今後個別のサービス検討にあたっては、ここで示された要素等を総合的に勘案した上で、貸付け該当性について整理していくことになるものと考えられる。

3. 外国の金融機関等がシンジケートローンに参加する場合の貸金業法の規制

日本企業による外貨調達ニーズに応えるために、国内銀行等によって日本国内で組成されるシンジケートローンに外国の金融機関等が参加し、外貨による貸付けが実施されることがあ

⁵ 議論にあたり、給与前払いサービス（平成 30 年 12 月 20 日回答公表）

（<https://www.fsa.go.jp/policy/kyousouryokukyouka/grayzone/02.pdf>）、教育機関向け医療費立替金回収代行サービス（令和元年 12 月 25 日回答公表）（<https://www.fsa.go.jp/policy/kyousouryokukyouka/grayzone/03.pdf>）の 2 例が金融庁の個別事例における貸付該当性に対する回答内容として紹介された。

⁶ 金融審議会資金決済制度等に関するワーキング・グループ「第 3 回事務局説明資料」（2024 年 10 月 24 日）

る。このような取引を行うに際しては、外国の金融機関等がシンジケートローンに参加することのみを目的とする場合であっても、国内に営業所又は事務所を設置し、貸金業の登録を受けるとは外国銀行支店として銀行業の免許を受ける必要があり、外国の金融機関等にとってハードルになっていると指摘されており、この点も議論された。

この点については、「シンジケートローンに参加することのみを目的とする外国の金融機関等に対して課している貸金業の規制を緩和することに賛成する意見があった。」とされているものの、「緩和を行った場合のリスクを精査し、そのリスクに対して適切な対応ができるように制度設計を行う必要があるとの意見もあった」、「そもそも貸金業法が柔構造化されていないことに起因しているとの見方もできるため、外国の金融機関等の登録要件の検討にとどまらず、貸金業法の趣旨や各種リスクを踏まえながら、貸金業法の柔構造化の議論を行うことが重要であるとの意見」があったことを踏まえ、引き続き検討を行っていくとされている。

V. 今後の展望

今後、WG 報告に基づいて起草された法案が、政府より今通常国会に提出されることが想定される。さらにその後、政令や内閣府令、事務ガイドラインの改正案において改正内容の細部が定められることとなる。したがって、WG 報告を踏まえた具体的な規制のあり方については今後の推移を注視する必要がある。また、引き続き検討を行っていくとされた事項に関しても、実務上重要な論点であることから、今後の議論の経過を注視していく必要がある。

執筆者

弁護士 [鈴木 由里](#)（パートナー、第二東京弁護士会）
Email: yuri.suzuki@aplaw.jp

弁護士 [落合 孝文](#)（パートナー、第二東京弁護士会）
Email: takafumi.ochiai@aplaw.jp

弁護士 [谷崎 研一](#)（パートナー、第二東京弁護士会）
Email: kenichi.tanizaki@aplaw.jp

弁護士 [平山 達大](#)（アソシエイト、第二東京弁護士会）
Email: tatsuhiko.hirayama@aplaw.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ファイナンスプラクティスグループ
Email: fpg@aplaw.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。